主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
第1の1 指定地域 密着型サ ービスの 事業の一 般原則	□ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆〒18原令34第3祭1項 □ 指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 ◆平18原令34第3条第2項	適・否	
	□ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ◆〒18原今34第3条第3項 □ 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ◆〒18原今34第3祭4項		責任者等体制 【有・無】 研修等実施 【有・無】
第1の2 基本方針 <法第78条の3 第1項〉	□ 要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 ◆平18幹34第89条	適 • 否	
	□ 利用者の認知症となる疾患は、急性の状態でないか。 ◎ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから、指定認知症対応型共同生活の対象とはならない。 ◆平18鱖鼬第30至01		
第1の3 暴力団の 排除	□ 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部 又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管 理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではない か。 ◆平25市線例44第3纂2項	適 • 否	
	□ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第3号に規 定する暴力団員等の支配を受けていないか ◆平25歳線44第3線2項		
第 2 に基 3 2 に基 3 8 4 4 8 1 項 通 用義 1 (定 ま 3 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	以下、用語の定義を理解しているか。 □ 常勤換算方法 ◆平18鰕融端202 (1) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の 従業者が勤務すべき時間数 (32時間を下回る場合は32時間を基 本とする。) で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤 の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務 延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する 務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護である。 で、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護で多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。	適・否	【常勤換算方法】 (常勤換算への (常動力を (事事・無合)を (事動の (((((((((((((

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。		【勤務延時間数】 常勤の従業者が勤務 すべき時間数 <u>週</u> 時間
	□ 「常勤」 ◆〒18解職		育休や短時間勤務 制度等を利用してい る従業員がいる場合 の常勤(換算)は、 通知やQ&Aどおり か
	□ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」◆平18解縺嬢202 (4) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務 に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯 とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、 当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 □ 「前年度の平均値」◆平18解鶏嬢202 (5) 人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度 (4月1日~翌年3月31日)の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数 (小数第2位以下を切上げ)とする。 【新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者の場合】前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数の算出は以下のとおり ・新設又は増床の時点から6月未満の間 … ベッド数の90% ・新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間 … 直近の6月における全利用者数の延数を6月間の日数で除して得た数 ・新設又は増床の時点から1年以上経過している場合 … 直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数		【前年度の利用者数の平均値】 人 (小数第2位以下を切上げ) ※新設等の場合は左記のとおり算出しているか
2 2 び業者 の員数	・減床の場合(減床後の実績が3ヶ月以上ある場合)… 減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数	適	
の貝数	□ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者は、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 ◆平18帰34第90繰1項	否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	[算出例(望ましい配置の例示)] ※共同生活住居ごとに算出 ■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数		利用者数は前年度の 平均値であることに 注意
	■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に必要な1日あたりの必要な介護従事者の延勤務時間数 【人(a) × 時間 ⇒ 時間 ※ 1 常勤の勤務時間(1日) 【夜間及び深夜の時間帯】 : ~ : ※頻購ではいので題 例. 利用者(前年度平均値)を8人、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人=延べ24時間の指定認知症対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要である。		 ※1 日々においても必要 な延べ勤務時間数を 満たしていることが 望ましい ⇒毎日でなく、常勤 換算方法(4週間) で配置が不足する場合は人員基準違反
	■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数(<u>年月分</u>) (「時間ー「時間)÷4週間÷ 時間 4週の総勤務時間数 うち顔・深夜の時間帯の勤務時間数 常勤職員の1週の勤務時間 =		
	□ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)に従事する介護従業者は1以上となっているか。 ◆平18厚含34第90条第1項 ただし、共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上とすることができる。		
	なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜 勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合について は、宿直体制で配置することも可能である。◆平18解職嫌30五02(1)②4 □ 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。 ◆平18厘令34第90条第3項		
	▼〒18牌和34乗90架#3県 □ 夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか。 ▼〒18解釈通照30至02(1)② □ 人員配置基準の基礎となる利用者の数は、前年度の平均値となっ		
	ているか。◆平18厚命34第90条第2項 □ 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、員数を満たす介護従業者を置くほか、小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者		

	着	眼	点	等			評価	
を置いているとき、3 を満たす従業者を置し 居宅介護事業所又は 従事することができる	ハてい 看護!	へるとき 小規模:	は、 多機能	併設す _{能型居}	る当該小規模多機	能型		
◎ 指定認知症対応型共	同生活	舌介護事	業所の	の職務に				
ては、当該事業所に指 以下の要件を満たすほ								
限り、指定小規模多機 ◆平18解験類3の五の2(1)②□	能型局	居宅介護	事業	所の職剤	8を兼ねることができ	きる。		
▼〒10 FRM MM M	世共同 生	生活介護	事業	所の定員	員と指定小規模多機能	:型居		
宅介護事業所の泊ま						· 人士		
ロ 指定認知症対応型 事業所が同一階に隊					E小規模多機能型店も が可能な構造である			
サテライト型認知症対所	大刑土	同生活	介謹	主業所				
◆平18解釈通知第3の五の2 (1) ①	ひエハ	11-11-11-11-1	刀 叹	Ŧ Ж ///				
① サテライト型認知症対						<i>ነ</i> ተ ጥ		
サテライト型認知症対 要件を満たす必要がある			が護	尹未川の	ノ夫心にヨにつしば、	火の		
イ サテライト型認知症	対応型	민共同生						
共同生活介護事業者は 祉に関する事業につい								
が、この場合、指定認								
も当該経験に算入でき								
ついては、当該指定日					厚があり、休止等、事	業を		
運営していない期間は ロ サテライト事業所は					. 故広刑共同生活介護	* 車 業		
所であって、当該事業								
この項において同じ。								
する事業所」について		当該本体	事業序	折が次0	ついずれかに該当する	らこと		
を指すものであること a 事業開始以降1年		太 体事業	師とし	.ての≣	≧績を有すること			
b 当該本体事業所σ						業所		
		足められ	た入門	居定員の)合計数の100分の70)を超		
えたことがあること ハ サテライト事業所は		木車業部	: - - -	宓垶ナンミ゙	1 進を確保Ⅰつつ 沿	です		
るものであるため、次								
たがって、本体事業所	行に対す	するサテ	ライ	ト事業原				
設置可能な箇所数は、					ままなに ヒッಭギバ	- 西士		
a 本体事業所とサテ る時間が概ね20分						-安9		
b サテライト事業所	の共同	司生活住			、本体事業所の共同	生活		
住居の数を上回らな				444				
c 本体事業所とサテ [.] でとすること。	フイト	争耒川(ひ 共回	生活性	店の剱の合計は、取り	(4ま		
(2) (2)								
	**- 1	– –	4 1 =	۔ ح− علاد ۔				
【本体事業所の共同生活住所数の関係】	上居致る	ニサテラ				ひ固		
本体事業所					ト事業所 1の本体事業所にタ	1 1 .		
共同生活住居数	‡	共同生活	住居勢	数	て設置可能なサテラト事業所の箇所数	ライ		
1		1			1			
2		1 2			2 1			
		- 2			I	1	i	
3		<u>_</u>			<u>·</u> 1			

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	二 本体事業所は、当該サテライト事業所へ駆けつけることができる体制や 適切な指示ができる連絡体制などを確保するほか、当該本体事業所とサテ ライト事業所の管理者が同一である場合には、当該本体事業所と当該サテ ライト事業所との間において、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があ ること。		
	a 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術 指導等が一体的に行われること。 b 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。また、必要 な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との相互支援が行え		
	る体制(例えば、サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。 c 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制があること。		
	d 事業の目的や運営方針等について同一の運営規程が定められること。 e 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。 ホ 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定認知症対応型共同生活介護		
	事業所とすることも差し支えないものである。		
	R3 Q&A Vol.4 問20 サテライト事業所は、地域の実情に応じて、利用者にとってより 身近な地域で認知症対応型共同生活 介護のサービス提供が可能に なるよう設置すべきものであり、同一の建物又は同一敷地に別棟で 設置することは認められない。		
	計画作成担当者 □ 事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所における他の職務に従事することができる。◆₹18厘令34第90条第5項		
	□ 計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症介護実践研修又は基礎課程)を修了しているか。 ◆平18幹34第90祭6項平18解職期第30五02(1)③^		
	□ 計画作成担当者のうち少なくとも 1 人は介護支援専門員をもって充てているか。 但し、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により、当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。 ◆平18厘令34第90条第7項		
	□ サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。◆平18厘令34第90祭9項		
	□ 介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。 ◆平18厘令34第90第8項		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	H18 Q&A Vol. 102 問15 計画作成担当者は非常勤でも差し支えない。勤務時間は事業所によって異なるが、当該事業所の利用者に対する計画を適切に作成するために、利用者の日常の変化を把握するに足る時間の勤務は少なくとも必要である。 R3 Q&A vol. 4問24 介護支援専門員である計画作成担当者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務を除き、兼務することはできない。		
3 管理者	□ 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 事業所の管理上支障がない場合は、①当該事業所の他の職務に従事することができ、②他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平18帰34第91線1項	適 · 否	兼務【有・無】
	□ サテライト型事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 ◆平 18 厚令3 4 第 9 1 8 第 2 項 ② サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができるが、この場合、上記「サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の実施要件」の二に掲げる要件をいずれも満たす必要がある。 ◆平 18 解釈 銀第 30 五 0 2 (2) ①		実務経験年数
	□ 管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。 ◆平18厚令34第91条第3項		管理者研修修了証 【有・無】
	□ 管理者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)を修了しているか。 ◆平18厚令34第91条第3項、平24厚告第113号第2号、平18解釈題知第30四02(2)		
4 代表者	□ 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。 ◆平18厘翰34第92条 ◎ 法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。 ◆平18熈職職30回02(3)	適・否	開設者研修修了証 【有・無】 受講者名:
	□ 代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了しているか。 ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。 ●▼18厚含34第92条、平24厚請113号第4号、平18熈鰻類30回02(3)		受講年月日:
第3 設備 に関す る基準 <法第78条の4第 2項〉	 □ 共同生活住居の数は、1から3まで(サテライト型事業所にあっては1又は2)となっているか。 ◎ 平成18年4月1日に現に2を超える共同生活住居を設けているものについて、当分の間、当該共同生活住居を有することができる。◆平18厚令34第93条第1項、平18厚令34附第7条 	適 · 否	直近レイアウト変更 年 月 届出図面と変更ないか

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下としているか。 • 平18 厚令3 4 第9 3 条 第 2 項		あれば変更届が必要
	□ 共同生活住居は、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。◆平18原令34第93編2項		
	□ 居間及び食堂は同一の場所にすることができる。 ◆平18厘63 4第93条第5項 ◎ 同一の場所とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として、利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。 ◆平18解験知第30至03 (4)		
	◎ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。なお、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意すること。 ◆平18 解職 30 至 03 (2)		平成25年2月に発生した火災死亡事故に鑑み、消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること。
	□ 1の居室の定員は、1人となっているか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。		
	 □ 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上となっているか。 ◆平18原令34第93条第4項 ◎ 居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているか。 ◆平18解釈通知第30五03(3) 		
	□ 事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民と の交流の機会が確保される地域にあるか。 ◆平18厘令34第93条第6項		
	□ 当該事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の 指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において 一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防 サービス基準第73条第1項から第6項までに規定する設備に関する 基準を満たすことをもって、上記に規定する設備及び備品等を備え ているものとみなすことができる。 ◆平18厘令34第93繞7項		
第 4 に基 8 内 びの 及 意 は	□ 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ◆平18厚令34第3条07第1項用 ② 記載すべき事項は以下のとおりア 運営規程の概要イ介護従業者の勤務体制ウ事故発生時の対応エ苦情処理の体制オ第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等 ※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に任意で表現的方法により提供することも可	適・否	★運営規程と内容に 不整合ないか確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 前項の同意については、書面によって確認しているか。◆平18解釈題第30-04(2) 準用		
2 提供拒 否の禁 止	□ 下記の提供を拒むことのできる正当な理由がある場合以外、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ◆平18原令34第3条の8準用、平18解釈趣第3の-の4(3)準用 ◎ 提供を拒むことのできる正当な理由	適 · 否	過去1年間に利用申込みを断った事例【有・無】
	①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合		上記有の場合の理由())
3 受給資 格等の 確認	□ 指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平18厚令34第3条の隙順準用	適・否	確認方法(申請時にコピー等)
	□ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。◆は78条03第2項 ◆平18厚含34第3条010第2項準用		記載例あるか。あれ ば当該事例の計画確 認
4 要介護 認定の申 請に係る 援助	□ 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。 ◆平18厘934第3条の11第1項期	適 • 否	事例の【有・無】 あれば対応内容
1893	□ 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて 速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆平18懈職類30-04(5)準用		
	□ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。 ◆〒18厚含34第3条011第2項用		
5 入退居	□ 要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。◆〒18原334第94祭1項	適	
	□ 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該 入居申込者が認知症であることの確認をしているか。◆平18厘令34第94条第2項	否	全入居者の主治医 の診断書等がある か【有・無】
	□ 入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 ◆平18厘命34第94条第3項		事例【有・無】 あれば対応内容
	□ 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 ◆〒18暦34第94編4項 ◎ 入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を可能な限り図ること。 ◆〒18鰥磯蛸30五04(1)②		
	□ 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 ◆平18厘今34第94条第5項		
	□ 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平18厘令34第94条第6項		
6 サービ	□ 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名	適	被保険者証への記

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
ス提供の記録	称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載 しているか。◆平18幹34第95祭1項	否	載【有・無】
	 □ 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 ◎ 記録すべき事項 ◆平18原令34第95条第2項、平18解釈通知第30五04(2)② ・サービスの提供日 ・サービスの内容 ・利用者の状況 ・その他必要な事項 		記録確認。記載なければ提供なしとみなす。
7 利用料 等の受領	□ 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ◆平18帰34第96繰1項	適 · 否	領収証等で1割負担 を確認できるか
	□ 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。◆〒18厘翰34第96業2項		償還払対象で 10 割 徴収の事例【有・無】
	□ 下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ◆〒18原含34第96条第3項、第4項ア 食材料費イ 理美容代ウ おむつ代エ その他の日常生活費 <事業所で費用の支払いを受けているその他の日常生活費の例を下記に記入>		
	・		
	□ 利用者から、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。 ◆平18解釈趣講30至04(3)② ※ 事業者により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供とは関係のないもの(利用者の嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」と区別し、請求できる。		
	H18 Q&A Vol.102 問14 認知症対応型共同生活介護の報酬には、いわゆる「ホテルコスト」は含まれていない(利用者の自宅扱いである)ため、一般に借家の賃貸契約として必要となる費用は利用者の負担とすることができる。したがって、家賃のほか、敷金・礼金、共益費といった名目のものも含まれる。なお、これらの費用については、認知症対応型共同生活介護のサービスとして提供されるものにかかる費用ではないことから、「その他の日常生活費」とは区分されるべきものではあるが、こうした費用についても、利用料等の受領と同様、予め利用者又はその家族に対し、当該費用について説明を行い、利用者等の同意を得ることが必要である。		
	※ あいまいな名目例:運営費、共益費、管理協力費等 ⇒保険給付の対象サービスと重複関係がないことがわかるよう		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
8 保険給	 に、費用の具体的な内訳を示し、説明・同意を得る必要がある。 ● 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。 ◆平12報75、◆22種 ● 上記アからエに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。 □ 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	决心是现实终止 成了以最
の保険和 付の請求 のための 同意書	介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 ◆平18帰今34第3条の20準用	適 • 否	法定代理受領サービス以外 の利用者【有・無】
9 知型活取指症共介扱 語応生の針	● 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。 ● 料18票常34票97繋1項 □ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。 ● 料18票常34票97繋1項 □ 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 ● 料18票常34票97繋1項 □ 介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁率に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等(目標及び内容や行事及び日課等も含む。)について、理解しやすいように説明を行っているか。 ● 料18票常34票97繋4項 □ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。 ● 料18票常34票97業第5項 □ 身体的拘束等を適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ● 外体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ● 料18票834票97繋1項第1号 ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 ● 外体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほが、これらの職員に加えて、第三者や専門	適・否	過東 身

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する 職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会 議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営すること として差し支えない。		
	また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の		
	適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための 方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化につ		
	いて、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のような		
	ことを想定している。 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的		
	拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、口により報告された 事例を集計し、分析すること。		
	④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を 分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該 事例の適正性と適正化策を検討すること。⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。		
	⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。		
	◆平18厚34第97条第7願2号 ◎ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆平18熈樋蛸30五04(4)⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束 等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこ		身体拘束等の適正化 のための指針 【有・無】 □ 左記の必要な項
	ととする。 ① 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する 事項		目が網羅されてい るか
	③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針④ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針		
	⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		
	ウ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ◆₹18厚含34第97条第7項3号		* 11 16 -
	◆平18解懇願第30至04 (4) ⑥ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化の ための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容 等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応 型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行		身体拘束等の適正化 のための定期的な研 修(年2回以上必要) 開催日 年 月 日
	うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知		年 月 日

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。		新規採用時の虐待の 防止のための研修の 有無 【有・無】
	□ 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を次のいずれかの方法により行っているか。 ◆〒18原含34第97 祭8項 ◎ 定期的(原則として前評価日より1年以内)に外部の者による評価を受けて、その結果を下記の方法等により公表しているか。 ◆〒18解離蛸30至04(4)⑦ ① 利用申込者及びその家族に対して、重要事項説明書に添付のうえ説明する。 ② 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に公開する。 ③ 利用者及び利用者の家族に対して手交又は送付する。 ④ 運営推進会議において説明する。 ◎ 運営推進会議における評価		外部評価 前 回 年 月 前々回 年 月 評価結果の公表方 法:
10 対同護作 知型活画 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□① 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。◆〒18順令34第98条1項 □② 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動(地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション・行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等)の確保に努めているか。◆〒18順会34第98業2項 ③ 通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、認知症対応型共同生活介護事業者と通所介護の誓業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、認知症対応型共同生活介護事業者と過度が表別の影響ではなく、認知症対応型共同生活介護の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	適・否	利のと 通事 ア【担録 モ計⇒ 他を(用確な 所例 セ有当【 ニ画椒 の行のにて 護有 メ無会・ リ見箇 宅者 リ見箇 マカー ア がしと 一連 ・頻 ビ携 ビザ ・頻 ビザ ・頻 ビザ ・

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、認知症対応型共同生活介護事業所において短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づきサービス提供をしている認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。平18解紀第30回04(9)優期		
11 介護等	□ 認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、自主性を保ち、 意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、 精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるよ うに介護サービスを提供し、必要な支援を行っているか。 ◆平18厚令34第99祭1項、平18解驗蝴第00五04(6)①	適 • 否	
	□ 利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 ◆〒18原命34第99第2項 【具体例】 事業所が、利用者の心身の状況を踏まえた総合的なアセスメントにより、認知症対応型共同生活介護のサービス提供に必要があると判断した場合に、介護保険外の福祉用具貸与(特殊寝台、用を利用者に請求していないか。 ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活介護で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添れることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添れることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆるできない。 ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。 〒18解釋類30五04(6)② □ 食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行		左記の事例の有無 【有・無】 有の場合の具体事例 及び理由 ()
	事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うようにしているか。◆平18厘令34第99条第3項、平18解釈通知第3の五の4(6)③		
12 社会生 活上の便 宜の提供 等	□ 利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の症状の進行を緩和するよう、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。 ◆平18 帰令3 4第100 祭順	適・否	
	□ 利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、 行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うこと が困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上 で代行しているか。 ◆平18厚令34第100条第2項、平18解紀頗30五04(7)②		
	□ 会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等に よって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家 族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 ◆平18厘令34第100条第3項、平18鰥融類3の五の4(7)③		会報の送付 【有・無】 行事参加の呼びかけ 【有・無】
13 利用者 に関する 市町村へ の通知	 □ 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ◆平18原約34第3条026期 ① 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 	適・否	左記①又は②に該当 する利用者【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
14 管理者 による管 理	□ 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。 ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 ◆平18厚約34第101条	適・否	
15 緊急時 の対応	□ 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ◆平18厚約34第80条準用 ◎ 協力医療機関について ア 通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 ◆平18解釈題類30回04 (12) 準期	適・否	マニュアル【有・無】 協力医療機関名 () 協定書【有・無】
16 管理者 の責務	□ 管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理、及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。 ◆〒18厚令34第28祭1項準用、平18解釈通期第30元0元03(4)準用 □ 管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆平18厚令34第28条第2項準用	適・否	管理者が掌握しているか。
17 運営規程	□ 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ◆〒18原634第102条、〒18解離類30五04 (8) ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 従業者の関点から、規程を定めるに当たっては、第2において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない(第4の1に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。) ◆〒18解職類30-04 (21) ⑥ ③ 利用定員 ④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 ◆〒18解職類30回04 (13) ③準用 ② 本主眼事項第4の33の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は場合の対応方法等を指す内容であること。 ◆〒18解職類30回04 (13) ⑥ ⑥ その他運営に関する重要事項 ⑤ 「その他運営に関する重要事項 ⑥ 「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむおくことが望ましい。◆〒18解職類30五04 (8)	適・否	直 (本 □□ ★ □□ ★ □□ ★ □□ ★ □□ ★ □□ ★ □□ ★
18 勤務体 制の確保 等	□ 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常 勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にした、勤務の体制を定めているか。	適	各月の勤務表 【有・無】

主眼事項		着	眼	点	等		評価	備考
	れに対応して、夜間 従業者を確保する。 スの提供に必要なる 業者が1人以上確保	寺の間と介呆で 間生及と護さい 帯活びも従れる	をサ深に業てはなった。	のいりのでは、これでは、これでは、一切が、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	当たっては、それぞぶじて設定するものがでけれせるために必ず深夜の時間帯以外でいること。なお、常でい規模多機能型居民間である場合である場合である場合である場合である場合である場合である場合である場合	となって としなかの となかの となかの でで でで で で で で で で で で で で で で で で で で	否	
	□ 利用者の精神の安? る等の継続性を重視し ◆平18厚令34第103条第2項、平1	_{したサ} ・	ービス	提供Ⅰ	、担当の介護従業者 こ配慮しているか。	を固定す		共同生活住居単位での職員配置【適・否】
	る知識及び技術の修行 いるか。◆平18厘令34第103	得を主 3条第3項、	たる 平18解釈通	目的と 知第3の五(04 (9) 4	確保して		内部研修実施状況 確認 ・記録【有・無】
	□ すべての介護従業 専門員、法第8条第2 る者その他これに類 礎的な研修を受講さる ● 〒18原令34第103条第3項	2項に する者	規定す を除く	る政 (。)	令で定める者等の資 に対し、認知症介護	格を有す に係る基		(実施日時、参加者、 配布資料 等)
	◎ おおるでは、 ・ 当該、 ・ 当該、 ・ はいれてとるでは、 ・ はいれていれるでは、 ・ はいれているでは、 ・ は	介上推養養果(上護し看職職程作、に、護員員修業あ	関具師初基了療んす体、任礎者法摩る的介書研、士マ	基に護研修社、ツーのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	は、各資格のカリキ 的な知識な の大 の同、 の同、 の同、 の同、 の同、 の同、 の同、 の同、	習て員事成医福制の大きでは、一定実研修、大いできのでは、大きないのでは、からないできる。		
	□ 適切なサービスの! る性的な言動又は優 必要かつ相当な範囲 害されることを防止 じているか。◆₹18厚令3	越的な を超え するた	は関係 こたも こめの	を背景 のによ	くり介護従業者の就	て業務上 業環境が		ハラスメント対策の 実施 【 有・無 】
	にるずずのにて働おは方はでした。アードのでは、かまま性に主題年うた事職ン・相め相談るなメら主主的つがに厚。い業場ト啓談に談へこおよら主主的つがに厚。い業場ト啓談に談へこおい族 事る等業問2いれ メ知 た 相対のと、コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いつもべくに背い屋介い人計らていたないでしていのきき起針け用告で下等いはと含制るたいはても措措とする管で規ののうな。むの担め、ランはても措置しても管で規。ののうないのでは、	、は含置置す平優理第定と明スら 。整当の ス次、まののる成越上5さお確メな 以備者窓 メの上れ具具問8的講号れり化ンい 下 を口 ン)と司る体体題年なず。てで及り旨 同 あを トおやこ的的に厚関べ以いあびのの じ らあ 防	りとする。なお、セカラのとする。なが、ことする。なが、ことする。なが、ことでは、用きに容容をは、用きというでは、用きとして、またのは、は、なが、ことをでは、またのででは、ないのでは、が、なが、というなが、なが、というなが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、ないというなが、ないない。	ウ者 職ず号に指い持 る業 対 こ者 方シや 場べ)起針片に ハ者 応 よに 針ュそ にき及因(指留 ラに す り周 のアの お措びす令11意 ス周 る 、知 明		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えらい職業生活の充業生活の変定及び職業生活の変定を含むサイビス業を主たる事業とする従業員のの規定により、中小企業のでは資本金が5000万円以下又は常用する従業員のなり、では資本金が5000万円以下又は常用する従業したのでは、のの大きにでの間は外での企業があるとされている。のでは、のでは、のでは、のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので		カスタマーハラスメント対策の実施【 有 ・ 無 】
19 業務継 続計画の 策定等	□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ◆平18厚令34第3条の30の2第1項準用 □ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ◆平18厚令34第3条の30の2第2項 準用	適・否	業務継続計画の有無 感染症【有・無】 非常災害【有・無】
	□ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◆平18厚令34第3条の30の2第3項準用		
	②① 基準 108条により準度 ままない 108条により準度 108条により準度 108条により準度 108条による基準 第3条の30の 2 は、指定 108条により 100		□ 左記の必要な項目が網羅されているか

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
主眼事項	不	継(の のの売替しきの臣の里号の修訂) ヨニヨ等の正 する 続体の のの計物し務連及と解透と修計た ン行のを衆のま策 含計制確 確特画・大総携びとのさとの画め)動確定薬防たに め	画構呆 立服 設易続い災も励せも実にの にで認期务止、係 そ 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	整備、感染症防止に向けた 保健所との連携、濃厚接触者 (等) (安全対策、電気・水道等の (対策、必要品の備蓄等) () () () () () () () () () () () () ()	評価	研以 【実 【実 新有 訓以【実 【実 見(
20 非常災害対策	に規定等の災害に対域の ・ 火災等の災害時に、地域の るよう従業員に、地域の るよう従業員に制御を地域を ・ 人子18解職域第30回の4(16)準期 ・ 一 定期的に避難、救出その他 ・ 本子18厚令34第82条の2第1 弾那 ・ □ 下 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	本れと りて 民っ し これ理るかつ的にめ 消い とう 必 つに者こない計準の 防る のな 要 い基をとくて	画ず計 機か 連体 な てづよ。て責」る画 関。 携制 訓 のく置 も任言さく (4)	とは、消防法施行規則第3条 十画を含む。)及び風水害、 をいう。∮平18解釈題購30四04(16)準用 ・速やかに通報する体制をと ・平18解釈題購30四04(16)準用 を図り、火災等の際に消火・ を図りをしているか。 を行っているか。 を行っているか。 ほを置いているか。 はを置いているか。 はを置いているか。 はな業務されている事業に はなまままに はなまままままに はないる。 はなまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	適・否	消防【調する計画 はましまでは、 はましまでは、 はましまでは、 はましまでは、 はましまでは、 はましまでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
21 衛生管理等	□ 利用者の使用する施設、1 ついて、衛生的な管理に努る か。∳平18厘令34第33線1項準用 ◎ 次の点に留意すること。	食器そ	の他のは衛生	の設備又は飲用に供する水に 生上必要な措置を講じている	適 · 否	マニュアル【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ◆平18解職類30至04(13)①		
	□ 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり)ア 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 ◆平18時34第3条第2項#用		感染症の予防止検討 の対策を の対策を の対策会 (可以 を (可以 を (可以 を (可以 を (可以 を (可以 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会		指針の有・無
	当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。		研修の開催 (年に 2 回以上必要) 実施日 年 月 日 年 月 日
	感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。		新規採用時の研修の 有無 【 有 ・ 無 】
	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のため の指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平 常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、 ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時 の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関 や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、 行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所 内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記し ておくことも必要である。		訓練の実施(年2回 以上必要) 実施日 年 月 日 年 月 日
	なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練認知症対応型共同生活介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内		

主眼事項	着 眼 点	等	評価	備考
	容ける 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	(底 い 衛生 か は い で が 立 るよ所 ど 実 下 所 用 に と 研 を か な と い に と 研 を か ま 規 内 の ま ま ま か か な ま ま ま か か な ま ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か な ま ま か か ま ま か か ま ま か か ま ま か か ま ま か か ま ま か か ま ま か ま ま か か ま ま ま か ま ま ま ま ま ま か ま		
22 定員の 遵守	□ 入居定員及び居室の定員を超えて入ただし、災害その他のやむを得ないでない。 ◆平18帰34第104条		適 · 否	
23 協力医療機関等	□ あらかじめ、次の要件を満たす協力 るか。 ◆〒18原334第105条第1項、第2項 ア 利用者の病状が急変した場合等 相談対応を行う体制を、常時確保 イ 当該事業所からの診療の求めか う体制を、常時確保していること	等において医師又は看護職員が していること。 「あった場合において診察を行	適・否	協力医療機関名 () 上記医療機関との契約 書【 有・無 】
	□ 1年に1回以上、協力医療機関との 場合等の対応を確認するとともに、協力 長に届け出ているか。 ◆平18厚令34第105条第	り医療機関の名称等を福知山市		
	□ 感染症の予防及び感染症の患者に関 定する第二種協定指定医療機関との間 応を取り決めるよう努めているか。◆平	で、新興感染症の発生時等の対		
	□ 協力医療機関が第二種協定指定医療 該第二種協定指定医療機関との間で、第 ついて協議を行っているか。◆平18原令34	新興感染症の発生時等の対応に		
	□ 利用者が協力医療機関その他の医療者の病状が軽快し、退院が可能となった に速やかに入居させることができるよ 105年6項	た場合においては、再び事業所		協力歯科医療機関名
	□ あらかじめ、協力歯科医療機関を定 ◆平18厚令34第105条第7項	めるよう努めているか。		() () () () () () () () () ()
	□ 協力医療機関・協力歯科医療機関はるか。 ◆平18解釈通知第3の五の4(10)①	共同生活住居から近距離にあ		()
	□ サービスの提供体制の確保、夜間め、介護老人福祉施設、介護老人保健の間の連携及び支援の体制を整えてい ◎ 利用者の入院や休日夜間等におけ	津施設、介護医療院、病院等といるか。◆ ₹18厚令34第105条第3項		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を 取り決めておくこと。◆平18解職避嫌3の至の4(10)②		
24 掲示	□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ◆平18厚令34第3条の32準用 □ 上記重要事項を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ◆平18厚令34第3条の32第2項準用	過· 冶	掲示【有・無】 掲示でない場合は 代替方法確認 苦情対応方法も掲示 あるか
	□ 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。◆平18原令34第3条の32第3項用 (令和7年度から義務化)		ウェブサイト掲載は 令和7年度から義務 化(経過措置)
	 ● 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資するとを規定したものである。また、同条3項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所は、原則として、重要事項を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定認知症対応型共同生活介護事業人のことをいう。なお、指定認知症対応型共同生活介護事業のよるに留意する必要がある。イ事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ従業者等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 		16(在地泊巨)
25 秘密保 持等	□ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 ◆平18原令34第3条の33第1興網 □ 当該指定認知症分析 スクスの実際 トロリタナ 利田表 フはるの実体の	適 · 否	
	が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ◆〒18厚含34第3条033第2項群 ② 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。 ◆平18解釈知第30-04(26)② 株田 を		
	□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は 利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の 同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆平18厘63 4第3条03 3第3弾用 ⑤ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包 括的な同意を得ておくことで足りる。 ◆平18解釈過期第30-04 (26) ③準用		★家族の個人情報を 用いる場合、家族の 同意が得たことが分 かる様式であるか 【適・否】
26 広告	□ 指定認知症対応型共同生活介護事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ◆平18厚令34第3条の34準用	適・否	パンフレット等内容 【適・否】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
27 居宅介 護支援事 業者に対 する利益 供与の禁 止	□ 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ▼ 〒18 〒 〒 3 4 第 10 6 条 第 1 項 日本 10 日本	適・否	
28 苦情処理	□ 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ◆〒18厚命34第3条036第1項群用、平18解解通知第30-04 (28) ① 準用 □ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆〒18厚命34第3条036第2項群用 □ 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆〒18原命34第3条036第3項業用 ◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。 ◆〒18解釈題頭第30-04 (28) ② 準用 □ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。 ◆〒18厚命34第3条036第6項業用 □ 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆〒18厚命34第3条036第6項業用 □ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆〒18厚命34第3条036第6項業用	適・否	マ苦【苦体【苦 市【直 国【 直 の
29 事故発 生時の対 応	□ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆〒18原令34第3条038条第1項開 □ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ◆〒18原令34第3条038条第2項開 ◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。 ◆〒18解釈通知第30-04 (30) ③準用 □ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆〒18原令34第3条038条第3項開 □ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。 ◆〒18解釈通知第30-04 (30) ①準用 □ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。 ◆〒18解釈通期30-04 (30) ②準用	適・否	マニュアル【有・無】 事故記録【有・無】 事例分析であるが 【 事 所 の 事 所 の で の 事 所 の で の で で で で で で で で で で で で で で で で
30 虐待の 防止	□ 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じているか。∮₹11除34第3条の38の2準 ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会	適 •	

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	を定期的に開催するとと 徹底を図ること。	こもに、	その	ことができるものとする。) 結果について、従業者に周知	否	
	ウ 当該事業所において、 を定期的に実施するこの	従業者 と。	に対	のための指針を整備すること。 けし、虐待の防止のための研修 らための担当者を置くこと。		虐待の防止のための
	◎ 虐待は、法の目的の- の人格の尊重に深刻な影 知症対応型共同生活介 置を講じなければなられ び発生した場合の対応等	- つであ 影響を及 護事業に ない。 につい	る高います。	所齢者の尊厳の保持や、高齢者 可能性が極めて高く、指定認 虐待の防止のために必要な措 未然に防止するための対策及 は、「高齢者虐待の防止、高齢		定付の防止のための 対策を検討する委員 会の開催の有無 【有・無】 開催日
	号。以下「高齢者虐待限 ろであり、その実効性で が達成されるよう、次に を講じるものとする。 ・虐待の未然防止	方止法」 を高め、 こ掲げる	とい利規	が法律」(平成17年法律第124 いう。)に規定されているとこ 日者の尊厳の保持・人格の尊重 いら虐待の防止に関する措置		年 月 日
	人格尊重に対する配慮 る必要があり、第3条 研修等を通じて、従業る。同様に、従業者か 業の従業者としての責 ことも重要である。	意を常に の一般原 者にそ 高齢者	心則れ虐待	事業者は高齢者の尊厳保持・ けながらサービス提供にあた に位置付けられているとおり、 に関する理解を促す必要があ 防止法等に規定する養介護事 対応等を正しく理解している		
	発見しやすい立場にあるよう、必要な措置(店口の周知等)がとられびその家族からの虐待	ること 2待等に 5年に 5日に 5日に 5日に 5日に 5日に 5日に 5日に 5日に 5日に 5日	か対こる応	事業所の従業者は、虐待等を 、これらを早期に発見できる る相談体制、市町村の通報窓 が望ましい。また、利用者及 談、利用者から市町村への虐 すること。		
	る必要があり、指定認 報の手続が迅速かつ通 する調査等に協力する 以上の観点を踏まえ が発生した場合はその	は、 別知症対 例切に行 かよう努 、虐待等 再発を	速応わめの	かに市町村の窓口に通報され 共同生活介護事業者は当該通 、市町村等が行う虐待等に対 こととする。 5止・早期発見に加え、虐待等 に防止するために次に掲げる		
	え、虐待等が発生した 対策を検討する委員会 する。構成メンバーの	D対策を は は は は は は は で あ み で あ み で あ み で あ み で あ み で あ み で も ろ れ で も も る も る も る で も る も る る で る ろ で も ろ で も ろ で も ろ で も ろ で ろ で も で も ろ で も ろ で も ろ と も と も と も と も と も と も と も と も と も	待その管が	する委員会(第1号) の発生の防止・早期発見に加 再発を確実に防止するための 理者を含む幅広い職種で構成 割分担を明確にするとともに、 る。また、事業所外の虐待防		
	止の専門家を委員とし 一方、虐待等の事案 複雑かつ機微なもので 一概に従業者に共有さ の状況に応じて慎重に	,て積極! にあるる がれ応す	的てときるにはが情こ	活用することが望ましい。 、虐待等に係る諸般の事情が、 想定されるため、その性質上、 報であるとは限られず、個別		
	等が相互に関係が深し場合、これと一体的にまた、事業所に実施か事業者との連携によりまた、虐待防止検討	いと認いる 設成で 設成で で いる で の で の で の で の に 会 の に る の の る の と る の る の と る の と る の と の と の	ら営れとは、	る他の会議体を設置している することとして差し支えない。 ものであるが、他のサービス 差し支えない。 テレビ電話装置等を活用して		
	厚生労働省「医療・介取扱いのためのガイタの安全管理に関する力虐待防止検討委員会 て検討することとする	トだがまる。 護ンイは。、 関スド、そ虐 の待	事、イ体際業厚ン的、	の際、個人情報保護委員会・ 者における個人情報の適切な 生労働省「医療情報システム 」等を遵守すること。 には、次のような事項につい そこで得た結果(事業所にお 再発防止策等)は、従業者に		

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	ロ 虐待の防止のための ハ 虐待の防止のための ニ 虐待等について、従 すること)指針)職員 É業者	の整 研修 が相	の内容に関すること 談・報告できる体制整備に関		
	かつ適切に行われるた へ 虐待等が発生した場 る再発の確実な防止策	めの7 合、 に関す	方法! その: するご	発生原因等の分析から得られ		
	② 虐待の防止のための指 指定認知症対応型共同 止のための指針」には、そ イ 事業所における虐待の ロ 虐待防止検討委員会・ハ 虐待の防止のための ニ 虐待等が発生した場合 ホ 成年後見制度の利用 ト 虐待等に係る苦情解	生次のそ職合合支決活はより	介うに事修応談関に護な関第に力・す関	事業者が整備する「虐待の防 は項目を盛り込むこととする。 関する基本的考え方 所内の組織に関する事項 に関する基本方針 対法に関する基本方針 報告体制に関する事項 であ事項		虐待の防止のための 指針の有無【有・無】 □ 左記の必要な項目が網羅されているか
	チ 利用者等に対する当当の およい では できまれる でき	該推業防的当虐底業(指進者止内該待さ者年	十の関めた対応の容認的はが2 の容認的で指回した対応の容認的で指回している。	閲覧に関する事項 りに必要な事項		虐待の防止のための 研修(年2回以上必 要) 開催日 年 月 日 年 月 日
	研修の実施は、事業所内 ④ 虐待の防止に関する措 4号)	でのŒ 置を	研修 ⁻ 適切	に実施するための担当者(第		新規採用時の虐待の 防止のための研修の 有無【有・無】
	るための体制として、① するため、専任の担当者	から を置 ·委員:	③まっ くこ。 会の	事業所における虐待を防止すでに掲げる措置を適切に実施とが必要である。当該担当者責任者と同一の従業者が務め 贈80五04(14)		担当者名
31 会計の 区分		同生	活介	削がでとに経理を区分すると 護の事業の会計とその他の事 ₹3条039条準用	適 · 否	事業別決算【有・無】
32 調査へ の協力等	□ 市町村が定期的又は随時行 ◆平18厚令34第84条#用、平18解釈通知第30回の			協力しているか。	適 •	
	□ 市町村から指導又は助言を って必要な改善を行っている			合は、当該指導又は助言に従 幹34第84繰開	否	
	□ 事業者は、運営規程の概要 者等の資格や研修の履修状況 いて自ら一般に公表している	、利	用者	が負担する料金等の情報につ		
33 地域と の連携等	包括支援センター職員、認知級 する者等により構成される運 回以上、運営推進会議に対し	定対応 営推済 活動り 推進会	型共 進会記 だ況を 議力	表者、市町村の職員又は地域 同生活介護について知見を有 義を設置し、おおむね2月に1 を報告し、運営推進会議によるいら必要な要望、助言等を聴く	適・否	過去1年間の運営推 進会議開催回数 回中 会議録 回分有

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	© 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ◆平18網過第30=0=03 (10) ①準用		利用者等 回出席 地域住民 回出席 市職員又は地域包括 支援センター職員 回出席 会議録の公表方法:
	 ② 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 ・ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ・ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 ◆▼18鰕磯端30~000 (10) ①準用 ③ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半 		合同開催の回数 <u>回</u>
	数を超えないこととする。 ◆〒18解釈通知第30至04 (16) ② 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。◆〒18解釈通知第30至0至03 (10) ①準用 ③ 指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業者等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 ◆〒18解釈通知第30至0至03 (10) ①準用		
	□ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うことができることとし、実施にあたっては以下の点に留意すること。また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の		
	質の向上につなげていくことを目指すものである。 「外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 「このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。 「自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サ		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。 ホ 指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28 年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」(公益社団法人日本認知症グループホーム協会)(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/94_nihonGHkyoukai.pdf)(厚生労働省ホームページ「平成28 年度老人保健健康増進等事業 当初協議採択事業一覧」にて掲載)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。 ◆〒18解職第30五04(16) □ 運営推進会議における報告等の記録を作成し、公表しているか。 ◆〒18厚令34第34第34編33項 □ 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。 ◆〒18厚令34第34編33項		
	ているか。◆平18原約34第34第4項#用 ◎ 市町村が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を 得て行う事業が含まれる。◆平18解釈題知第30-04(29)④準用		
34 記録の 整備	 □ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆平18厚634第107繰1項 □ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録(※)を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 	適 · 否	
	※提供に関する記録 ◆〒18瞬34第107纂2項 ① 認知症対応型共同生活介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 運営推進会議における報告等の記録 ⑥ 「その完結の日」とは、上記アからオまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、上記力の記録については、基準第34条第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。 ◆平18鰥劉第30元の3(13) 鞠		左記①から⑦の記録【有・無】
35 電磁的 記録等	□ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの 提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、 この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正 本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に おいて同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(本 主眼事項第4の3及び次に規定するものを除く。)については、書	適· 否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 ◆平11厚含34第18 3条第頃 □ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに 類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定に おいて書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的 方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を表してはまた。		
	とができない方法をいう。)によることができる。◆平11帰34第183 第2項 ◎ 電磁的記録について ◆平18 解過第501 基準第183条第1項及び予防基準第90条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等		
	をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイル		
	により保存する方法 (3) その他、基準第183条第1項及び予防基準第90条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ② 電磁的方法について ◆平18縣融票502		
	基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項は、利用者及び その家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事 業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うこ とが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、 承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に 利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることが できることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項 まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じ た方法によること。		
	た万法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 (4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第5変更 の届出等 〈法第78条の5〉	□ 当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条 の13で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休 止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日 以内に、その旨を福知山市長に届け出ているか。	適・否	
第5の1 その他 1 家賃の 以外の領 品 禁止	□ 家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領していないか。 ◆老人翻送第4条04第1項 ※ ただし、平成24年3月31日までに改正前の老人福祉法第14条の規定による届出がされた認知症対応型共同生活介護事業者については、平成27年4月以降に受領する金品から適用 ◆平27原657第1条012	適・否	契約書、重要事項説 明書等確認
2 家賃払金 の前払全措 置	□ 終身にわたって受領すべき家賃等(★参照)の全部または一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金について、倒産や利用者の退去に備える保全措置として、一時金の返還債務について、銀行保証を付すなどの保全措置を講じているか。 ◆ * ◆ * * * * * * * * * * * * * * * * *	適· 否	保全措置の内容のわかる資料を確認 保全の方法
3 前払金 の返還	□ 前払金を受領する場合においては、入居日から90日が経過するまでの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了(以下「契約解除等」という。)した場合に、次の算定方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しているか。 ◆老人翻述講以條の4第3項、同誌析規則1条01302 ※ ただし、平成24年4月以降に入居した者に係る前払金から適用。 ◆平27厚今57第1条012 ① 入居後90日経過までに契約解除等した場合は、「家賃等月額÷30」に、入居日から起算して契約解除等した日までの日数を乗じた金額 ② 前払金の算定の基礎として想定した入居期間が経過するまでの間に契約解除等した場合(①を除く)は、契約解除等した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額	適・否	契約書、重要事項説明書等確認
第6 介	□ 事業に要する費用の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。∮平18膳12601 ◎ ただし、事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設置する旨を事前に福知山市に届け出た場合はこの限りではない。 ∮平12粒39	適・否	【割引の有・無】 あれば割引率と条件 確認。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
事項 〈法第42条の2第 2項〉	□ 事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆〒18駐126002 ◎ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 □ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆〒18駐12603		福知山市 その他 10.00円
1-1 通則 (1)入所 数 え方	□ 原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含んでいるか。 ◆平18 簡事 第201(5) ◎ ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所療養介護保険施設(以下「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等に入まれているものの間であれて相互に職員の兼務や施設等から退所等をしたその日に出る力護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含まれない。 ◎ 介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等を退所等したる療所の医療保険適用病床の共開等が行われているものに入院する場合は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されず、また、設場では、一大の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等においては、一大の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等においては入所等の日は対所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は対所等の日は対所等の日は対所等の日は対所等の日は対所等の日は対所等の日は対所等の日は対所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は対所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は対所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は対所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は、介護保険施設等においては入所等の日は、介護保険施設等においては、対域に対している。	適・否	同一敷地内の介護保 険施設等の場合 同一敷地内の病院等 の場合
(2)常勤換算方法	□ 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てる。 なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなす。	適・否	
(3)新設 増の の 数 者数	□ 人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、 ① 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者の数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全入所者の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全入所者の延数を1年間の日数で除して得た数としているか。 ② 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延入所者数を延日数で除して得た数としているか。 ◆平18 電事頭 201 (10)	適・否	【該当の有・無】
(4) サ種 五 互 関 係	□ 利用者が認知症対応型共同生活介護を受けている間に、その他の 指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費 (居宅療養管理指導費を除く。)が算定されていないか。 ◆〒18闘輔第201(2) ⑤ ただし、認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合 に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の 居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し 支えない。◆〒18闘輔第201(2)	適・否	算定【有・無】 左記ケースで利用者 負担としていないか ⇒【している・していない】 具体例)特殊寝台や床ずれ防止用具等の福祉用具
(5)「認知 症 高 齢 者 の 日	□① 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定 基準」の活用について」(平成5年10月26日老健第135号厚生省	適 •	認知症専門ケア加算 の算定の【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
常自の方法生度決	老人保健福祉局長通知)に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」(以下「日常生活自立度」という。)を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書(以下「判定結果」という。)を用いるものとしているか。 「判定結果」という。)を用いるものとしているか。 「判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日老発第0930第5号厚生労働省老健局長通知)に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。「主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。)にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。	否	決定方法はいず結果 ・主認に ・記定 ・記定 ・記定 ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を
2 算定基準	□ 別に厚生労働大臣が定めるを行う職員の勤務条件に関すといる基準(注 1)に適合し、な基準(注 2)を満たすものとしても場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているが。 ◆平18點126點5注1 注 1 厚生労働大臣が定める施設基準(平27兩96第31号 (1)認知症対応型共居生活介ット)の数が 1 であること。 ② 認知症対応型共同生活介ット)の数が 2 以上であること。 ② 認知症対応型共同生活介護費(II) ① 共同生活住居(ユニット)の数が 2 以上であること。 ② 認知症対応型共同生活介護費(II) ① 共同生活住居(ユニット)の数が 2 以上であること。 ② 認知症対応型共同生活介護費(I) ① 共同生活住居(ユニット)の数が 2 以上であること。 ② 認知症対応型共同生活介護であ事を置いていること。 ② 認知症対応型共同生活介護であ事を置いていること。 ③ 短期利用認知症対応型共同生活介護の表にであ事業指定院により、指定用生活を対応支援の事業について、 2 当時により、指定のできるものは、海の大変を関いて、 3 とのいずれにも適合する、対策を取り、といることに定める従業者の員数を置いているには指定介護を有すること。 ② 次のいずれにも適合する・利用者の家族等の事情により、 2 とのいずれにも適合する・利用者の家族等の事情により、 2 とのいずれにも適合する・利用者の家族等の事情により、 2 とのいずれにも適合する・利用者の家族等の事情により、 2 とのいずれにも適合する・利用者の家族等の事情により、 2 とのいずれにも適合する・利用者の家族等の事情により、 2 とのいずれにも適合する・利用者のないて、 2 とのいずれにも適合することに定める・対し、 3 とのいずれにも適合する・対策事件により、 4 により、 5 により、	適· 否	基⇒ 外算(日能⇒外者 短【有□ 等⇒ イ I・ 八 に 及び) は・

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ア 事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居 室等を利用するものであること。 イ 一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同 生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。		
	上記ただし書は、あくまでも、緊急に短期利用認知症対応型 共同生活介護を受ける必要がある者にのみ提供が認められる ものであり、当該利用者に対する短期利用認知症対応型共同 生活介護の提供は、7日(利用者の日常生活上の世話を行う 家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限 度に行うものとする。 また、「当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合」		
	とは、当該利用者を当該事業所の共同生活住居(複数の共同 生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯等に共同生 活を送る共同生活住居とする。)の利用者とみなして、当該 利用者の利用期間を通じて人員基準を満たしており、かつ、 当該利用者が利用できる個室を有している場合とする。特に 個室の面積の最低基準は示していないが、当該利用者の処遇 上、充分な広さを有していること。ただし個室以外であって		
	も 1 人当たりの床面積がおおむね7.43平方メートル以上でプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備している場合は個室に準じて取り扱って差し支えない。この場合の「プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」とは可動でないもので隔てることまでを要するものではないが視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが家具やカーテン簡易パネルによる仕切りでは不可とする。		
	また天井から隙間が空いていることは認める。 なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居 の定員の合計数を超えて受け入れることができる利用者数 は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居ご とに1人まで認められるものであり、この場合、定員超過利 用による減算の対象とはならない。 ◆▼18溜簒轉號206(1)		
	⑤ 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 ⑥ 短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。(※1)(※1) 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する介護従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。◆平18職事願206(1) (4) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) ① 共同生活住居(ユニット)の数が2以上であること。 ② (3)の②から⑥までに該当すること。		ユニット数
	H24Q&A Vol. 2 問31 利用者に対し連続して30日を超えて短期利用共同生活介護を行っている場合において、30日を超える日以降に行った短期利用共同生活介護については、短期利用共同生活介護費は算定できないが、その連続する期間内に介護予防短期利用共同生活介護の利用実績がある場合は、その期間を含める取扱いとなる。		夜勤職員数 <u>人</u> 勤務表【適·否】
	H 1 8 Q & A Vol. 127 問50 入院中の入居者のために居室を確保しているような場合であっても、入院中の入居者の同意があれば、家具等を別の場所に保管するなど、当該入居者のプライバシー等に配慮を行った上で、		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
3 東実身廃施体止消	注2	適・否	【
4 高齢者止 虐待未実 施減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(※)を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。◆平18厘126服表5注3 (※) 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。◆平27厘195第58号0402 ⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合でなく、指定居宅サービス基準第37条の2(準用する場合を含む)に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討す	適・否	【減算該当の有・無】 虐待の防止のための 対策を検討する委員 会の開催の有無 【 有 ・ 無 】 虐待の防止のための 指針の有無【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	る委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を福知山市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を福知山市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 ◆平18 艦事順202 (5) 準用		虐待の防止のための 研修(年1回以上必 要) 年 月 日 担当者名
	R6 Q&A vol. 1 問167 高齢者の虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又 は再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、 研修の定期的な実施、担当者を置くことなど)の一つでも講じら れていなければ減算となることに留意すること。		
	R6 Q&A vol. 1 問168 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日 の属する月が「事実が生じた月」となる。		
	R6 Q&A vol. 1 問169 改善計画の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の 措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善 計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基 づく改善が認められた月まで継続する。		
5 業務継 続計画未 策定減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(※)を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。◆平18厚告126別表5注4	· 否	【減算該当の有・無】
	(※) 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指 定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する 基準に適合していること。		感染症に係る業務継 続計画の有無 【 有 · 無 】
	② 業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス 基準第108条において準用する第3条の30の2第1項に規定する 基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさ ない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に 満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者 全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過 措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん 延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定 している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっている ことを踏まえ、速やかに作成すること。◆平18 20302(3) 期		非常災害に係る業務 継続計画の有無 【 有 · 無 】
	R6 Q&A vol.6 問7 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未 策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられて いない場合に減算の対象となる。なお、令和3年度の介護報酬改 定において義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及 び定期的な業務継続計画の見直し実施の有無は、業務継続計画未 策定減算の算定要件ではない。		
	R6 Q&A vol. 1 問 166 業務継続計画未策定減算については、運営指導等で不適切な 取扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じ た時点」まで遡及して減算を適用することとなる。例えば、通所 介護事業所が令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画 の未策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止 のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行ってい ない場合)、令和7年10月からでなく、令和6年4月から減算の 対象となる。また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導 等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4 月から減算の対象となる。		
6 利用者	口 別に厚生労働大臣が定める基準(注1)に適合しているものとして	適	【該当の有・無】

主眼事項	着眼点等	評価	備考
が入院したとき第一次では、	福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。 ◆平18暦126脿5注9	• 否	
	(注1) 厚生労働大臣が定める基準 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。 ◆平27階95第58号の5		
	 ★中27階95景58号05 ●利用者が入院したときの費用の算定について		体【 あ説【 利要宜【 入含6た日か制有 ら明有 用にを有 院ま日ぐまのの・ か・ 者応提・ 日ずのとで保】 利 院適 退月(最し 用 中切 院に月大い に 必便 を大ま12る

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	⑤ 入院時の取扱い イ 入院時の費用の算定にあたって、1回の入院で月をまたがる場合は、最大で12日分まで入院時の費用の算定が可能であること。 (例) 月をまたがる入院の場合 入院期間: 1月25 日~3月8日 1月25日 入院所定単位数を算定 1月26日~1月31日(6日間)1日につき246単位を算定可2月1日~2月6日(6日間)1日につき246単位を算定可2月7日~3月7日費用算定不可3月8日退院所定単位数を算定 ロ 利用者の入院の期間中は、必要に応じて、入退院の手続きや家族、当該医療機関等への連絡調整、情報提供などの業務にあたること。 H30 Q&A Vol. 1 問112 入院当初の期間が、最初の月から翌月へ連続して跨る場合は、都合12日まで算定可能であるが、毎月ごとに6日間の費用が算定できるものではない。		
7 準たい	□ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(夜勤者が共同生活住居当とに1以上)を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。◆₹18雇も26機を注けたじままする単位数を算定しているが。◆₹18雇も26機を注けたじままする選知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)及び短期列が3の員項たが改善を当年に対応型共同生活介護事業所が、近年の職員項を表している場合の職員でも数を2としたが、上と対る場合(指定地域の)とは、大方護密に規定する場合に限る。合種18種類201(9)② ・ で変別に対して・1の時の開発を単位を差してい場が3の第生したが応差差に規定するでででは、各のでのででは、を対してい場合のが発生したががま準に対してい場合のが発生したががままれてのいって、の時間においてもに、2をある月(暦月)においてがよりにあいて、の時間とにとするのとするなが表準のいりでである。●₹18種類201(9)② ・ で変別時間帯においてを勤を行う職員の員数は、で数がを勤時間帯でおいてものとするないかでを担して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	適・否	【該当の有・無】
8 利用定 員を掲 えた場	□ 利用者(当該事業者が介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における各事業の利用者。以下同じ。)の数が福知山市長に提出した運営規程	適 · 否	【該当の有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	に定められている利用定員を超えた場合は、所定単位数に100分の7 0を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆〒18曆126服5注1歳結、平12曆27第8号4、平18醫事項201 (6) ② この場合の利用者の数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合1月間の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の変の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとも利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとも利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 ◆〒18醫事項201 (6) ② 利用者の数が定員を超えた事業所については、その翌月からて選別の所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至近の方に対しる場合には、年間の所定単位数が算定される。◆〒18醫事項201 (6) ② 福知山市長は、定員超過利用が行われている場合には、その解消を行うよう指導する。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除計するものとする。●〒18醫事項201 (6) ② 災害の受け入れ等やむを得ない理由による定員超過利用に対したは、当該定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ない理由による定員超過利用が別別月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。◆平18醫事項第201 (6)		
9 従のがをさ場業員基満な合業員基満な合	□ 従業者の員数が、指定・所定単位数に100分の70を乗じて得たのも単位数が、指定・所定単位数に100分の70を乗じて得たのも単位数を算定しているか。◆平18順時126階誌0注1な譜、平12時27第6号の、平18 監護4項数を算定しているか。◆平18順時126階誌0注1な譜、平12時27第6号の、平18 監護4項数を算定しているか。◆平18順時126階級の員数を算定する際の利用者数数による。)この場合、九だしも数の不得力は、当該中度の前年度の平均を用いる。)ただしも数の不得力は以下をの全利用者数の算定に当たっては小数点第2位以下を初り上げが護従業者の人員基準欠如が解消資算されされる。り上げび議従業者の人員基準欠如が解消道が表面で、利用者面内へるには、利用者面内へるには、利用者面内へるには、利用者面内へるには、利用は正立して人員基準の知が解消される。から15階解消される。から15階解消される。から15階解が表面で、15階解が表面で、15階解が表面でで、15階解が表面でで、15階解が表面でで、15階解が表面でで、15階解が表面でで、15階解が表面でで、15階解が表面でで、15階解が表面でで、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面では、15階解が表面にでは、15円に対したが表面にでは、15円に対して対応を修了したが確し、15円に対応が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【左記但書き以下の例外規定の事例の有・無】
10 夜間支	□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準(注)に適合しているものと	適	【算定の有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
援体制加算	して福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。∮平18暦126腸5注6 イ 夜間支援体制加算(I) 50単位 ロ 夜間支援体制加算(II) 25単位	否	勤務表【適・否】 (各ユニット夜勤職 員配置(全開所日要) +夜勤職員常勤換算
	注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27階96第32号 イ 夜間支援体制加算(I) (1) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (2) 認知症対応型共同生活介護費(I)又は短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)の施設基準に該当すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 ① 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平12厚告第29号)第3号本文に規定する数に1(次に掲げる基準のいずれにも該当する場合にあっては0.9)を加えた数以上であること。 a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 b 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための長において、必要な検討等が行われていること。② 地域密着型サービス基準第90条第1項の規定により		1 又は宿直勤務に当 たる者 1 以上(暦月 で要)が確認できる か)
	夜間及び深夜の時間帯を通じておくべき数の介護従業者に加えて、宿直業務に当たる者を1名以上配置していること。 □ 夜間支援体制加算(Ⅱ) (1) イ(1) 及び(3) に該当するものであること。 (2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 又は短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) の施設基準に該当すること。		
	 ◎① 認知症対応型共同生活介護事業所の1の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従事者を配置している場合に、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従事者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定するものとする。 ② 施設基準第32号イの(4)のただし書きに規定する見守り機器(利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。)を使用する場合における基本については、必要となる介護従業者の数が0.9を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこととする。 		
	a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。 b 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は3月に1回以上行うこととする。「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して策を付っことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵すること。 ② 全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとする。◆₹18體事順206(5)		
	H21 Q&A Vol.69 問118 加配した夜勤職員は1ユニット、2ユニットとも、夜間及び深夜 の時間帯に常勤換算1名以上を加配することとし、夜間及び深夜の 時間帯を通じた配置は要しない。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	H21 Q&A Vol.69 問122 留意事項通知において、「全ての開所日において夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとする。」とあるが、加算対象の夜勤職員の配置については、一月当たりの勤務延時間が当該事業所の常勤換算1以上であれば足りるものである。 H27 Q&A Vol.1 問173 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の算定要件である宿直勤務の職員については、事業所内での宿直が必要となる。 なお、認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算での宿直職員は、事業所内の利用者の安全確保を更に強化するために配置されているものである。		
	H27 Q&A Vol. 1 問174 認知症対応型共同生活介護事業所と他の介護保険サービス事業所が同一建物で併設している場合に、両事業所で同時並行的に宿直勤務を行っていると解して、建物として1名の宿直勤務をもって夜間支援体制加算を算定することは、当該加算は事業所内の利用者の安全確保を強化するための加配を評価するためのものであることから、原則として認められない。 ただし、認知症対応型共同生活介護事業所に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合で、以下の要件を満たすほか、入居者の処遇に支障がないと認められたことにより、1名の夜勤職員が両事業所の夜勤の職務を兼ねることができることに準じて、同様の要件を満たしている場合には、建物に1名の宿直職員を配置することをもって、加算を算定することとしても差し支えな		
	い。 ・指定認知症対応型共同生活介護事業の定員と指定小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員の合計が9人以内であること。 ・認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所が同一階に隣接しており、一体的な運用が可能な構造であること。		
11 認知症 行動·心状 理 症 緊 急 応加算	□ 短期利用認知症対応型共同生活介護費について、医師が認知症 (法第5条の2に規定する認知症(※1)をいう。以下同じ。)の行動・心理症状(※2)が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断(※3)した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度(※4)として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。 ◆平18時126服長5注7	適・否	【算定の有・無】 算定利用者は、短期 利用共同生活介護利 用者であるか
	※1 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。 ※2 認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。◆₹18鼈輔薬206(6)① ※3 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項を介護サービス計画書に記録しておくこと。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。◆₹18鼈輔薬206(6)②④ ※4 7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の知期の手間を評価したものであり、利用開始後8日目以降の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用の継続を妨げるものではないことに留意すること。◆₹18鼈輔薬206(6)⑤		医師の判断日 利用開始日 介護計画記載 【有・無】 利用開始から7日ま での算定か
	 ◎ 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、 緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合に算定することができる。 この際、短期利用認知症対応型共同生活介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速や 		同意の署名・記録等 【有・無】 介護支援専門員、受 け入れ事業所との連

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	かに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な 医療が受けられるように取り計らう必要がある。 ◆₹18館轉赚206(6)② ◎ 以下に掲げる者が、直接、短期利用認知症対応型共同生活介護 の利用を開始した場合には、当該加算は算定できないものである こと。		携【有・無】
	a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又 は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活 介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所 療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定 施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者 生活介護を利用中の者 ◆平18體轉頭206(6)③		左記 a~c のいずれかに該当する利用者に算定していないか
	H21 Q&A Vol.1 問110 入所が予定されており、入所予定期間と実際の緊急入所の期間 が重なっている場合であっても、本来の入所予定日前に緊急入所 した場合には、当初の入所予定期間も含め、認知症行動・心理症 状により緊急に入所した日から7日間以内で算定できる。		
	H21 Q&A Vol.1 問111 入所予定日当日に認知症行動・心理症状で入所した場合、本加 算は予定外で緊急入所した場合の受け入れの手間を評価するも のであることから、予定日どおりの入所は算定対象とならない。		
12 若年性 認 知 用 者 受 算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。	適 • 否	【算定の有・無】 認知症行動・心理状 態緊急対応加算を算 定していないか。
	ただし、「認知症行動・心理状態緊急対応加算」を算定している場合は算定しない。◆〒18 <header-cell>時126號5注8 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆〒27階95號18号 受け入れた若年性認知症利用者ごとに、個別に担当者を定めていること。</header-cell>		算定している利用者 数人 担当者氏名
	□ 算定している利用者は若年性認知症(40~64歳)か。		
	□ 上記担当者中心に、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っているか。 ◆平18體事第302(16) 準用H21 Q&A Vol. 1 問101		若年性認知症利用者 に対するサービス提 供方法
	一度本加算の対象となった場合でも、65歳の誕生日の前々日まで が対象となる。		
13 看取り 介護加 算	□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準(注1)に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者(注2)について、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1、280単位を死亡月に加算しているか。 ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 ◆平18 時126 撮5注10	適・否	【算定の有・無】 算定している利用者 数人
	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27階96第33号 イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその 家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている こと。		
	ロ 医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護職員、介護支		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症 対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏ま え、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。		
	注2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 ◆〒27階94第40号 以下のいずれにも適合している利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の 見込みがないと判断した者であること。 ロ 医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の		
	職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接 な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療 所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、介 護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。) が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等 のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画		
	について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、 同意している者を含む。)であること。 ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求 め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用 者に関する記録を活用して行われる介護についての説明を受 け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を 受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であるこ と。		
	◎ 看取り介護加算は、医師が、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を利用者又はその家族等(以下「利用者等」という。)に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者		
	がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援することを主眼として設けたものである。 ◆平18 簡章第206 (9) ① ② 上記注2口に定める看護職員については、認知症対応型共同生活介護事業所において利用者の看取り介護を行う場合、利用者の状態に応じて随時の対応が必要であることから、当該認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所若しくは訪問看護ステーション(以下「訪問看護ステーション等」という。)の		
	前向有護スケーション(以下・前向有護スケーション等」という。)の職員に限るとしているところである。具体的には、当該認知症対応型共同生活介護事業所と訪問看護ステーション等が、同一市町村内に所在している又は同一市町村内に所在していないとしても、自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離に所在するなど、実態として必要な連携をとることができることが必要である。◆平18 006 (9) ② 認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者に提供する看取り介護の		
	質を常に向上させていくためにも、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)のサイクル (PDCAサイクル)により、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であり、具体的には次のような取組が求められる。 ◆平18曜章聊206 (9) ③ イ 看取りに関する指針を定めることで事業所の看取りに対する方針等を明らかにする (Plan)。		
	ロ 看取り介護の実施に当たっては、当該利用者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う(Do)。 ハ 多職種が参加するカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う(Check)。		
	二 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、 適宜、適切な見直しを行う(Action)。 なお、認知症対応型共同生活介護事業所は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者 等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましい。 ② 質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、利用者		
	● 負の高い看取り介護を美施するためには、多職種連携により、利用有等に対し、十分な説明を行い、理解を得るように努力することが不可欠である。具体的には、認知症対応型共同生活介護事業所は、看取り介護を実施するに当たり、終末期をたどる経過、事業所等において看取りを		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などにつ利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要る。加えて、説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。	要であ 者に関	
	◆平18體轉第206(9)④ ◎ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、看護職員護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針かられていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としてしえば、以下の事項が考えられる。 ◆平18體專項206(9)⑤ イ 当該事業所の看取りに関する考え方	が定め	
	ロ 終末期にたどる経過(時期、プロセスごと)とそれに応じた 考え方 ハ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢	介護の	
	ニ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む) ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法 へ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式		
	ト 家族等への心理的支援に関する考え方 チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取る 具体的な対応の方法		
	◎ 看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、施設基準第34号イ(定する重度化した場合の対応に係る指針に記載する場合は、その動きして看取りに関する指針の作成に代えることができるものとするた。重度化した場合の対応に係る指針をもって看取りに関する指述である。	記載を る。ま	
	て取り扱う場合は、適宜見直しを行うこと。 ◆平18 鑑事頭206(9) ⑥ ◎ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等 『するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員護支援専門員等によるのでは、日本は大きによりあること。◆平18 鑑事頭2 の	員、介 16 (9) ⑦	
	イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記口 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びに対するケアについての記録 ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、	びこれ	
	に基づくアセスメント及び対応についての記録 ◎ 利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意 た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、 を得た旨を記載しておくことが必要である。		
	また、利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の 見込まれないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用 態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、 て看取り介護を行っていると認められる場合には、看取り介護加 定は可能である。	者の状 共同し	
	このような場合には、適切な看取り介護が行われていることが れるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとと 利用者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず事業所への なかった旨を記載しておくことが必要である。	もに、	
	なお、家族が利用者の看取りについて共に考えることは極めて あり、事業所は、連絡を取ったにもかかわらず来訪がなかったとし 継続的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらな 進めていくことが重要である。 ◆₹18電事赚206(9)®	ても、	
	◎ 看取り介護加算は、上記※2に定める基準に適合する看取り介記 けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、 症対応型共同生活介護事業所において行った看取り介護を評価する である。	、認知	
	死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅先 先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該認知 型共同生活介護事業所において看取り介護を直接行っていない退 日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。(した	症対応 居した	
	て、退居した日の翌日から死亡日までに期間が45日以上あった場合 看取り介護加算を算定することができない。) なお、看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあれ	iには、 たって	
	は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロー関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した『ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家類要な情報の共有等に努めること。 ◆₹18館事項206(9)®	医療•	
	◎ 認知症対応型共同生活介護事業所を退居等した月と死亡した月かる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめずることから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月のでは、事業所に入居していない月のでは、事業所に入居していない月のでは、事業所に入居していない月のでは、事業所に入居していない月のでは、事業所に入居していない月のでは、	て算定	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部とが必要である。 ◆平18 206 (9) (1) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
14 初期加算	□ 認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。◆〒18暦5126月26日10 (1) 初期加算について ◆〒18 職職第20月10 (1) 初期加算について ◆〒18 職職第20月10 (10) (1) 初期加算について ◆〒18 職職第20月10 (10) (1) 初期加算は、当該利用者が過去3月間(ただし、「認知症老人の日常生活自立度判定基準」ランク皿、IV又はMに該到する者とがない場合に限り算定できる。 (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合(短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同生活介護の利用を終了した。)については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から連除して得た日数に限り算定するものとする。 (3) 30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合は、(1) にかかわらず、初期加算が算定される。 H19 Q&A 問16 グループホームを短期利用している利用者が、日を空けることなく当該グループホームを短期利用している利用者が、日を空けることなく当該グループホームに引き続き入所した場合、初期加算は30日から入居直前の短期利用の利用日数を控除して得た日数に限り算定できる。	適・否	【算定の有・無】 過去1年間の新規入居者人
15 協力医療機 関連携 加算	□ 認知症対応型共同生活介護費について、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 ◆平18 駐126 服長5-注 イ 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 100単位	適・否	【算定の有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ イ以外の場合 ③ 協力医療機関連携加算について ◆₹18 體調藥第206 (11) ④ 協力医療機関連携加算について ◆₹18 間調藥第206 (11) ①		
16 医体 携算	□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準(注)に適合するものとして福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(I)イ、(I)ロ又は(I)ハと医療連携体制加算(I)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ●平18 暦126 服長5 市 記しては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ●平18 暦126 服長5 市 に (1) 医療連携体制加算(I)イ 57 単位(2) 医療連携体制加算(I)ハ 37 単位(3) 医療連携体制加算(I)ハ 37 単位(4) 医療連携体制加算(I)ハ 5 単位 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準 ●平27 暦9 6 第 3 4 号 イ 医療連携体制加算(I) イを算定すべき施設基準 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上確保していること。(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師との連携により、2 4 時間連絡できる体制を確保していること。(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得	適・否	【算定の有・無】 (I)表 「適・否】 対 表 「適・否】 対 象 適・ の免許証

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	口 医療連携体制加算(I)口を算定すべき施設基準 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤験算方法で1名以上配置していること。 (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所者しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。ただし、(I)により配置している看護職員が推看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していること。 (3) イ(3)に該当するものであること。 ハ 医療連携体制加算(I)ハを算定すべき施設基準 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。 (2) 看護師を1名以上確保していること。 (3) イ(3)に該当するものであること。 (2) 看護師を1名以上確保していること。 (3) イ(3)に該当するものであること。 (2) 事定的が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。 (一) 喀療吸引を実施している状態 (二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (二) 中心静脈注射を実施している状態 (二) 中間臓を実施している状態 (二) 中間臓を実施している状態 (二) 中間臓を実施している状態 (十) 全間が行われている状態 (十) 経典胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 (十) 経典胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 (十) インスリン注射を実施している状態 (十) 留置カテーテルを使用している状態 (十) 留置カテーテルを使用している状態 (十) 留置が行われている状態 (十) 留置カテーテルを使用している状態 (十) 留置カデーテルを使用している状態		(勤) 対師 委 24【 重面 指等※を (勤書 対【 24【 重面 指等※を 喀い【 経経い【 1務 象の 託 時有 度) 針【算得 I務【 象適 時有 度) 針【算得 痰る有 鼻腸る有 の・開い ハ又・ 護否 連無 対・ の・開い 引用無 管養用無 で は否 師】 絡 応無 同無始る は否 師】 の にと 託 免 制 の にと 施 瘻わのにと 託 免 制 の にと 施 瘻わのにと 施 瘻わのにと 施 瘻わのにと 施 すのにと 施 瘻わのにと 施 する 意 で のて

主眼事項					-	着	眼	点	4	车					評価	備考
			携体		算(Ϊ) (の算だ	定要1		核当す	ナる者	音の利	/用実	『績と算		
	前年度	4	5	6	7	8	9	10	11	1 2	1	2	3			
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
	利用		0	0	0				0	0	0	0				
	算定	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	可否															
	当該年度	4	5	6	7	8	9	10	11	1 2	1	2	3			
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			看護師の勤務時間数
	利用															<u>週 時間</u> 左記業務を行うために、
	実績				•	_				_	_					利用者の状況等を勘案し て必要な時間数の勤務が
	可否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×			確保できていることが必要(事業所の勤務実態がなく、単に「オンコール
	京野	冷斤寮隆 近暖に市用戦 イーゲー と 医 等確 医 看と よ 要 医 一寮者で二備 医や助とのす員 1~17 医い利通医看等確 医 護し 、す 医 ビニカ生 ― し 療、をし砕ると 8份お 療る 月 ごまを保 一寮 曽 で 垣 春 フー	バミーン ほうどうない また はら 再常と取想す 連 下て ある 連 ス ー、活ズて 連当行て保場し <i>任け</i> 連事者時とり想す 連 又 い院 こ 連 提 ズ 可をかい 携診っまに合て <i>Gでる</i> 携業 (この) 定る 携 にる 、と 携 伊 を	能継必る 体事こりつは確 &差勤 体質こ及連こしこ 体 准が 診と 体に 有な続要事 制業と、い、保 AL務 制がで格のでと 制着、療し 制加す	限で是常 加所が准て当す 一 支時 加行上寺・1 おが 「加護当所」て 「加えるりきな所(算の必看は該る) ゆえ間(算う日末調指り必) 算師該又 い)算で利	継るつを (介要護、事こ /な数 (ベ常川整針、要 /」を看 はる /耳、用続よた評 /護で師同業と /いた /ごき附者 のごで)「常護訪。)"協者	しう場価)従あで一所も つがよ) 具なの 整らる の 勤職問 を 力がてに合す ハ業るは法の可 2、り イ体倒れ 備じる 位換員 看 一覧医、	指、にるの者に本人職能 じん 、 的康犬 脂の。 本算が 護 三原 項定日にも 体にと加の員で り第そ (な管悪 業 に方准ス で機能)	忍常頃の「制対か算也」」あり、動れ「「サ」県 ・	臣は対あ つ医、忍退)。 <i>粋覚</i> れ コビ ドーラー てよ而ン ニアヒリ対健応る い療者め改事 ニック ストーラー はしゅっ 三の認知の過じる で言語には アイン アイファイン アイファイル アイファイン アイス アイファイン アイファイ アイファイン アイフィー アイファイン アイファイス アイファイン アイファイン アイフィアイフィア アイフィアイファイ アイファイ アイフィー アイフィー アイファイ アイファイ アイファイン アイス アイファイン アイファイン アイフ	で表が、 い面養の11巻 「つぎ」(と い こ 、1 サノ お重い型管が 、か師れ勤所 いず Iし け め 事名のの は携症共耳と 利心のた務の てる)で る に 第以付着 いきぶ	は里れ 引らのはいか じろ て いこ 美人体質 てたけ同をれ 用の確いす職 は。 いは 医 必 所上制護 は確応生行る 者覚保。る員 、 の、療 要 の配で師 は保型	活つ等 の句をま看を 一次 体 機 な 職置あと 上し共介たの 状た要た護併 方 制 関 勤 員するの 記つ同	知護り体態はす、師任 の を (務 とる場連 ③つ生こ症事、制 の導る看をす 事 と 主 時 しこ合携 の、活と高業医を 判、こ護活る 業 つ 治 間 てとにを サ医介が		は、集定不可)(平18Q&A Vol.102問7) 日常には、102問7) 日常には、102問のは、102問のは、102問のは、102問のは、102問のは、102問のは、102問のは、102問のは、102問のは、102同のは

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
_~~~~	求められる。 加算の算定に当たっては、施設基準第34号ロの(3)に規定する利用者による利用実績(短期利用認知症対応型共同生活介護を利用する者を含む。)があり、当該利用者が療養生活を送るために必要な支援を行っていることを要件としている。 イ 同号ニの(2)の(一)に規定する「喀痰吸引を実施している状態」とは、認知症対応型共同生活介護の利用中に喀痰吸引を要する利用者に対して、実際に喀痰吸引を実施している状態である。 ロ 同号ニの(2)の(二)に規定する「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。 ハ 同号ニの(2)の(三)に規定する「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされ	AT IN	U'. mu
	ている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。 二 同号ニの(2)の(四)に規定する「人工腎臓を実施している状態」については、当該月において人工腎臓を実施しているものであること。 ホ 同号ニの(2)の(五)に規定する「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg 以下が持続する状態又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度		
	90%以下の状態で常時、心電図、血圧又は動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。 つ 同号ニの(2)の(六)に規定する「人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、人工膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行った場合であること。 ト 同号ニの(2)の(七)に規定する「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」とは、経口摂取が困難で経腸栄養以		
	外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行っている状態であること。 チ 同号二の(2)の(八)に規定する「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下のいずれかの分類に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限ること。第一度:皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)第二度:皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとし		
	て表れるもの)がある 第三度:皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いく ぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及 んでいないこともある 第四度:皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している リ 同号ニの(2)の(九)に規定する「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、 気管切開に係るケアを行った場合であること。 ヌ 同号ニの(2)の(十)に規定する「留置カテーテルを使用して		
	メ 同号 (2)の(十)に規定する「留直カナーテルを使用している状態」については、留置カテーテルが挿入されている利用者に対して、留置カテーテルに係る観察、管理、ケアを行った場合であること。 ル 同号 (2)の(十一)に規定する「インスリン注射を実施している状態」については、認知症対応型共同生活介護の利用		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	中にインスリン注射によりインスリンを補う必要がある利用 者に対して、実際にインスリン注射を実施している状態であ る。		
	 医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、 ① 急性期における医師や医療機関との連携体制 ② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③ 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針など、が考えられる。また、医療連携体制加算算定時には、契約を結んだ上で訪問看護ステーションを利用することが可能となったが、急性増悪時等においては、診療報酬の算定要件に合致すれば、医療保険による訪問看護が利用可能であることについては、これまでと変わらないものである。 		
	H18 Q&A Vol.102 問8 (協力医療機関との連携により、定期的に診察する医師、訪問する看護師で加算はとれるか。) 看護師を確保することなく、単に医療機関に医師による定期的な診療が行われているだけでは、算定できず、協力医療機関との契約のみでは、算定できない。 なお、協力医療機関との契約を見直し、契約内容が、看護師の配置について医療連携体制加算を算定するに足りる内容であれば、算定することはあり得る。		
17 退居 時 供 加 算	□ 認知症対応型共同生活介護費について、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者 1 人につき 1 回に限り、250単位を算定しているか。 ◆平18厘告126別表5 ^注	· 否	【算定の有・無】
	 ◎ 退居時情報提供加算について ◆₹18體事赚206(13) ① 入居者が退所退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、別紙様式9の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること。 ② 入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できない。 		
18 時援	□ 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。)又は地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として400単位を算定しているか。◆平18暦126服5ト注	適・否	【算定の有・無】 情報提供の記録 【有・無】
	 ◎ 退居時相談援助の内容は、以下のようなものであること。 ◆平18電師頭206(14)① a 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助 b 退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 c 家屋の改善に関する相談援助 d 退居する者の介助方法に関する相談援助 		相談援助の記録(日付、相手方、内容の要点) 【有・無】 □ 退去者・家族のいずれにも行っているか

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	 ◎ 退居時相談援助加算は、次の場合には、算定できないものであること。◆平18億事項206 (14) ② a 退居して病院又は診療所へ入院する場合 b 退居して他の介護保険施設への入院若しくは入所又は認知所対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用を開始する場合 c 死亡退居の場合 ◎ 退居時相談援助は、介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力して行うこと。◆平18億事項第206 (14) ③ ◎ 退居時相談援助は、退居者及びその家族等のいずれにも行うこと。◆平18億事項第206 (14) ④ ◎ 退居時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日付及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。◆平18億事項第206 (14) ⑤ 		□ 内容は左記 a~d となっているか 左記 a~c のいずれ かに該当する利用者 に算定していない か。
19 認 期 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□ 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注1)に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者(注2)に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき以下に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 ◆平18駐126 服5 5 社	適・否	【算定の有・無】
	注1 厚生労働大臣が定める基準 ◆₹27磨95第3号05 <u>イ 認知症専門ケア加算(I) 3単位</u> 次のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 ◎ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、IV又はMに該当する利用者を指すものとする。◆₹18體轉赚206(15)①		利用者総数人 自立度Ⅲ以上の者 人 ※診断書・主治医意 見書による確認が原 則
	(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第031010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計		到傍夜 【過・台】 リーダー研修等修了 証【適・否】
	第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修を指すものである。 ◆平1800年期206(15)② (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ⑤ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係		開催頻度ごと 会議記録【有・無】
	る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。 <u>ロ 認知症専門ケア加算(II) 4単位</u> 次のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者		指導者研修修了証 【適·否】 介護従業者数人 研修計画人分有 研修記録【有·無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ② 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」、認知症看護に係る適切な研修を指すものである。 ◆平18體轉第206(15)④ (3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。		日常生活自立度の判 定結果等のサービス 計 画 書 へ の 記 載 【有・無】
	注2 厚生労働大臣が定める者 ◆₹27階94第41号 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められ ることから介護を必要とする認知症の者をいう。(日常生活自 立度Ⅲ以上の者。)		
20 認 ジ ジ 変 が 進 第 第	□ 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注1)に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業が、別に厚生労働大臣がのとして、福知山市長に届けたの護事に対応では、第一人で介護・公ののでは、第一人で介護を担い、のの介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係るの介護を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供するという。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるいの加算は算定しない。 ◆平18階126服5以	適・否	【算定の有・無】
	イ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位 ロ 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位		
	注1 厚生労働大臣が定める基準 ◆₹27階95第58号0502 イ 認知症チームケア推進加算 (I) 次のいずれにも該当すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常 生活に対する注意を必要とする認知症の者 (以下この号に おいて「対象者」という。)の占める割合が 2 分の 1 以上 であること。		
	(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施しているこ		
	と。 (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。		
	ロ 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。 (1) イ(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護 に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、 かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状 に対応するチームを組んでいること。		
	注2 厚生労働大臣が定める者 ◆平27厚告94第41号の2 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者		※令和6年3月 18

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	(日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する入所者等を指す) ② 認知症チームケア推進加算の内容については、別途通知「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」 ※を参照すること。 ◆平18電事項206(16)		日老高発 0318 第 1 号他「認知症チーム ケア推進加算に関す る実施上の留意事項 等について」参照
2 1 機上加生能連生能連第	※を参照すること。 ◆ ↑10世野本県206 (116) □ 生活機能向上連携加算(1) 100単位 ◆ ↑16競158 (158) (17) 計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリルビリテーション事業所又は「当ませれた。とは、大きな関係とした器型大力に関係を持た。 ★15 (15)	適·否	等にでする。 「学にできないです。 「学にできないでする。 「学にできないでする。 「学にできないです。 「学にできないでする。 「学にできないです。 「学にできないでする。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないでする。 「学にできないでする。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないでする。 「学にできないでする。 「学にできないです。 「学にできないです。 「できないでする。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないでする。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「学にできないです。 「できないでする。 「できないでするできないでする。 「できないでするできないです。 「できないでする。 「できないでするできないでする。 「できないでするですないでするですないです。 「できないでするですないでするですないですないですないです。 「できないでするではないですないですないですないですないですないですないですないですないですないです

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。 a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b及びcの目標を達成するために介護従業者が行う介助等 の内容		計画に、生活機能ア セスメントの結果の ほか、必要事項を記 載しているか。 【有・無】
	二 ハの b 及び c の達成目標については、利用者の意向も踏まえ 策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視で き、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標 に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要とな る基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数 値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設 定すること。		計画に具体的な指標を用いているか。 【有・無】
	ホ 本加算は口の評価に基づき、イの認知症対応型共同生活介護計画に基づき提供された初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度口の評価に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直す必要があること。 へ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上		3月を超えて算定し ていないか。 (3月を超えて算定 する場合は、再度計 画の見直しを要す る。)
	で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成 目標を踏まえた適切な対応を行うこと。 ② 生活機能向上連携加算(I)について イ 生活機能向上連携加算(I)については、①ロ、ホ及びへを除き①を適用する。本加算は、理学療法士等が認知症対応型共同 生活介護事業所を訪問せずにADL及びIADLに関する利 用者の状況について適切に把握した上で計画作成担当者に助 言を行い、計画作成担当者が、助言に基づき①イの認知症対応		目標の達成度合いに ついて、利用者及び 理学療法士等に報告 しているか。 【有・無】
	型共同生活介護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものである。 a ①イの認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指		
	定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握する		
	ことができるよう、理学療法士等と計画作成担当者で事前に方法等を調整するものとする。 b 当該認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの認知症対応型共同生活介護計画の作成を行うこと。なお、①イの認知症対応型共同生活介護計画には、aの助言の		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	内容を記載すること。 c 本加算は、①イの認知症対応型共同生活介護計画に基づき 指定認知症対応型共同生活介護を提供した初回の月に限り、 算定されるものである。なお、aの助言に基づき認知症対応 型共同生活介護計画を見直した場合には、本加算を算定する ことは可能であるが、利用者の急性増悪等により認知症対応 型共同生活介護計画を見直した場合を除き、①イの認知症対 応型共同生活介護計画に基づき指定認知症対応型共同生活 介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療 法士等に報告すること。なお、再度 a の助言に基づき認知症 対応型共同生活介護計画を見直した場合には、本加算の算定 が可能である。		
	H30 Q&A Vol.1 問113 生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは 医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リ ハビリテーション事業所等に支払うことになる。		
	H30 Q&A Vol.1 問114 同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所 リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している 医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と 連携する場合も算定できる。 なお、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じる べきである。		
22 栄養管理体制加算	□ 栄養管理体制加算 30単位 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める 基準(注)に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ◆平18暦12 6服5/世	適・否	【算定の有・無】
	注 厚生労働大臣が定める基準 ◆₹27階95第58号06 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ② 栄養管理体制加算について ◆₹18電ӭ驥206 (18) ① 栄養管理体制加算の算定に係る管理栄養士は、外部 (他の介護事業所 (栄養管理体制加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設 (栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により体制を確保した場合も、算定できる。 ② 「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の低栄養状態の評価方法、栄養ケアに関する課題(食事中の傾眠、拒食、徘徊・多動等)への対応方法、食形態の調整及び調理方法その他当該事業所において日常的な栄養ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、利用者ごとの栄養ケア・		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	マネジメントをいうものではない。 ③ 「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うにあたって、以下の事項を記録すること。 イ 当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題 ロ 当該事業所における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ その他必要と思われる事項		
2 3 衛理加口生体算	□ 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師アは傷る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に、1月につき30単位を算定しているか。 ♣₹27層59 55 65 87 名 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科術生士の、指導12 62 85 57 32 2	適・否	【 「ア係【 歯師科的1か以る【 「ア係【 歯師科的1か以る【 利・る有 科の衛助回(外こ有・のメートをにび受診間、 又をにび受診間、 又をにび受診間、 と・たしな導ての実 歯ける導での実

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	所した入所者について算定できる。 H30 Q&A Vol.1 問116 「歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと」とあるが、歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料を算定した日と同一日であっても、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導を行っていない異なる時刻であれば、「実施時間以外の時間帯」に該当する。		
24 口 性 養 リン 加 算	□ 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回にき20単位を算定しているか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。 ◆平18階126勝57注 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第42号06次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態に関する情報の口腔の健康状態に関する情報の口腔の健康状態に関する情報を合にあっては、その改善に必要な情報のでは、その改善に必要な情報の改善にあっては、当該利用者の栄養状態の改善に必要なおります。	適・否	【算定の有・無】 利用者数人 当該事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加無】
	報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。 ① 口腔・栄養スクリーニング加算について♠₹18體轉購206 (20) ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。ただし、イのg及びトについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。 なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照するとともに、口腔スクリーニングの実施に当たっては、「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等の関連学会が示す記載等も参考にされたい。 イ 口腔スクリーニング a 開口ができない者 b 歯の汚れがある者		※日号の315年3月第2年3月第2日号の315年3月第2日号の315月第2日号の11日間の1日間の1日間の1日間の1日間では、1年1日間の1日間では、1年1日間の1日間では、1年1日間の1日間では、1年1日間に、1年1日に

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	d 歯肉の腫れ、出血がある者 e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができませがある者 g ぶくぶくうがいができない者 h 食物のため込み、残留がある者 ロ 栄養スクリーニング a BMIが 18.5 未満である者 b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる域支援事業の実施について」 (平成 18 年6月0609001 号厚生労働省老健局長通知)に規定する基リストのNo.11 の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が 3.5 g / dl 以下である者 d 食事摂取量が不良 (75%以下)である者	る者又は「地 9日老発第	
25 的推制	□ 認知症対応型共高性の (Check質なのの) とというには、 (大き) を (Checkで (Ch	認型か症厚 す規効 の3員場ると科考さ向)のる連す づす 基施 報提 切努 進る知共。の生 な定に 20を合こと学えれ上、高向のる きる づす 等供 にめ 及も対生 況働 、る供 無象、。る介並いせ善サに組け 適P て 活在 直(そで対生 況働 、る供 無象、。る介並いせ善サに組け 適P て 活在 直(そでは、それ に で は で は で は で は で は で で は で で で は で で は で	【算定の有・無】 LIFEへの提出 【 有・無 】
	(1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測いう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		
	R3Q&A Vol. 3 問19 科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算(I)若しくは(II)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算(II)、リハビリテーションマネジメント加算(A)口若しくは(B)口、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index (BI) のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業においてICFステージングから読み替えについて、測定者が、①BIに係る研修を受け、②BIへの読み替え規則を理解し、③読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確な BIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。		
26 高	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月つき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ◆平18厘±126服表53注	適・否	【算定の有・無】
	イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位 ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 5単位		
	注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第58号07 イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 次のいずれにも適合すること。 (1) 第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 (2) 協力医療機関その他の医療機関(以下のこの号において「協力医療機関等」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下この号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し、適切に対応していること。 (3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。		
	□ 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 感染対策向上加算に 係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で 感染症が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているこ と。		
	 ○ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)について∮平18體轉類206(22) ① 高齢者施設等感染対策向上加算(I)は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。 ② 高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号別表第1医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算又は医科診療報酬点数表の区分番号A 		
	000 に掲げる初診料の注 11 及び再診料の注 15 に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	するカンファレンスを対象とする。 ③ 指定地域密着型サービス基準第 108 条により準用する第 33 条第 2 項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症 の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとす		
	ること。 ④ 指定地域密着型サービス基準第 105 条第 4 項において、事業所 は、入所者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う 第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における 対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当た		
	っては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染症発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療会館である薬局や訪問看護ステーションとの連		
	携を行うことを妨げるものではない。 ⑤ 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。特に新型コ		
	ロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等かかる調査の結果について(令和5年12月7日付事務連絡)」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査しており、引き続き感染者の対応が可能な医療機関との連携体制を確保していること。		
	 ◎ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について◆平18館事頭206(23) ① 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)は、感染対策向上に掛る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、事業者内で感染者が発生した場合に感染制御等に係る実地指導を行けている場合に算定するもの。 		
	② 高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号別表第1医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に		
	規定する感染対策向上加算又は医科診療報酬点数表の区分番号A 000 に掲げる初診料の注 11 及び再診料の注 15 に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。		
	③ 指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第 2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症 の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、 上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとすること。		
27 感等療(に 新染施養 1 き につき	□ 指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症(注)に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月1回、連続する5日を限度として算定しているか。 ◆平18磨126服表5以注 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240単位	適・否	【算定の有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	注 厚生労働大臣が定める感染症(令和6年4月時点ではない) ⑤ 新興感染症等施設療養費について ◆平18 電事 第206 (24) ① 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、事業所内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するのである。 ② 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必である。 ② 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必である。 ③ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必ては、指定している感染症はない。 ③ 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策(スタンダート・プリコーション)の徹底、ゾーニング、は、指定している感染者とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策(スタンダート・プリコーション)の徹底、ゾーニング、点染対策の手引きの方法については、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」を参考とすること。		
28 生向進第 生产体	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ● 〒18 暦 12 6 別表 5 以 10 0 単位	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【算定の有・無】 「第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務 処理手順及び様式例等の提示について」)を参照すること。		びに事務処理手順 及び様式例等の提 示について」参照
29 サー ビ 供 体 制 強 作 加	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の算定は加算しない。	適 · 否	【 算定の有・無 】 (加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
	しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場		前平 記 年左確算き場要 ※ 介 介 割 看 う 勤 割 直 う 割 (3) 出結) 月月加定可届 月月 月 人 人 % 数人合人 福人 % 数人者人 % の 果 のに算での出 な平) 人 人 % 数人合人 福人 % 数人者人 %
	以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに算定体制がない旨の届出を提出しなければならない。◆₹18體事購202(20)億億期 ② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものである。◆₹18體事購202(16)億期 ③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものと		

主眼事項	着 眼 点	等	評価	備考
	一体的に行うこととする。 ● 〒1 ◎ なお、この場合の認知症対所 常勤換算にあっては、利用者へ を行うに当たって必要な業務に に関わらない業務を除く。) に 差し支えない。 ● 〒18 電車 頻 2 0 5 (2 ◎ 認知症対応型共同生活介護	合においては、本加算の計算も 8簡轉第204(20)②#用 心型共同生活介護の職員に係る への介護業務(計画作成等介護 よ含まれるが、請求事務等介護 に従事している時間を用いても 0)②#用		
30 介護職員 改善加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注1)金の改善等を実施しているものとして福紀 応型共同生活介護事業所が、利用者に対しを行った場合は、当該基準に掲げる区分 単位に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を銀に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平1 ※ 介護職員等処遇改善加算(I)~(V)主眼事項第第6-2~24により算定しを乗じた単位数 表 1 加算率 認知症対応型共同生活介護	知山市長に届け出た指定認知症対 シ、指定認知症対応型共同生活介護 に従い、次に掲げる単位数を所定 算定している場合においては、次 18暦126服57注	適・否	【 算定の有・無 】 □ 新加算 (I) □ 新加算 (II) □ 新加算 (IV) □ 新加算 (IV) □ 新加算 (V) (1) □ 新加算 (V) (2) □ 新加算 (V) (3) □ 新加算 (V) (4) □ 新加算 (V) (5) □ 新加算 (V) (6) □ 新加算 (V) (7)
	介護職員等処遇改善加算(I) 介護職員等処遇改善加算(II) 介護職員等処遇改善加算(IV) 介護職員等処遇改善加算(IV) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	18.6% 17.8% 15.5% 12.5% 16.3% 15.6% 15.5% 14.8% 13.3% 12.5% 12.0% 13.2% 11.2% 9.7% 10.2% 8.9% 8.9% 6.6%		□ 新加算 (V) (8) □ 新加算 (V) (9) □ 新加算 (V) (10) □ 新加算 (V) (11) □ 新加算 (V) (12) □ 新加算 (V) (13) □ 新加算 (V) (14)
【賃金改善	注1 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平2 「介護職員等処遇改善加算等に関す順及び様式例の提示について(令和厚生労働省老健局長通知)」 イ 介護職員等処遇改善加算(以下「新次に掲げる基準のいず品のほう(1)	る基本的考え方並びに事務処理手 6年3月15日付け老発0315第2号 新加算」という。)(I) すること。		□ 雇用契約書を確認 □ 処遇改善計画書を
計画の策 定と措置】 な措置 【処遇改善 計画の作	(1) 介護職員その他の職員の賃金(注 賃金改善」という。) について、賃 金改善に伴う法定福利費等の事業: る。以下同じ。) が、新加算の算定 る計画を策定し、当該計画に基づき (2) 当該事業所において、(1)の賃金改	金改善に要する費用の見込額(賃 者負担の増加分を含むことができ 見込額以上となる賃金改善に関す 透切な措置を講じていること。		確認 □ 賃金改善の根拠規 程(賃金規程等)を確認 □ 計画書の内容の職 員周知方法を確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
成 · 周知·提出】	実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、 福知山市長に届け出ていること。		
【賃金改善 の実施】 【処遇改善	(3) 新加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都市長に届け出ること。		□ 処遇改善実績報告 書の確認 年度最終の加算支
実績報告 書の提 出】	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員等の処遇改善に関する実績を福知山市長に報告すること。		払月の翌々月の末日 までに実績報告書を 提出 (例:加算を算定す
【労働法令 の遵守】	(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。		る最後のサービス提供月が3月の場合、 5月支払となるた
【労働保険 料の適正	(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		め、2か月後の7月 末となる。)
な納付】	(7) 次に掲げる①から⑧までの要件を全て満たすこと。 ※ 新加算(Ⅱ)については⑦の要件、新加算(Ⅲ)については⑥及び⑦の要件、新加算(Ⅳ)については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、①の要件については、令和6年度中は適用を猶予し、②の要件は、新加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかの算定以前に介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「旧ベースアップ等加算」という。)又は新加算(Ⅴ)(2)、(4)、(7)、(9)若しくは(13)を算定していた事業所については適用しない。		□ 労働保険関係成立 届、労働保険概算・ 確定保険料申告書等 を確認
<①月額賃 金改善要 件I>	(月給による賃金改善) ① 新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払 われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。		※①については令和6 年度中は適用しない。
<②月額賃 金改善要 件Ⅱ>	(旧ベースアップ等加算相当の賃金改善) ② 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に新加算(I)からⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げ		
<③キャリ アパス要 件 I >	を新規に実施していること。 (任用要件・賃金体系の整備等) ③ 次の(一)から(三)までを全て満たすこと。 (一) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。		※③④⑤については令 和6年度中に賃金体 系等を整備すること を誓約した場合に限 り、令和6年度当初 から要件を満たした
(職員周知)	(二) (一)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 (三) (一)及び(二)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。		こととして差支えない。
<④キャリ アパス要 件Ⅱ>	(研修の実施等) ④ 次の(一)及び(二)を満たすこと。 (一) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。		認 □資質の向上の支援に 関する計画を確認
(職員周知)	a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等(OJT、OFF-JT等)を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。		□ 職員周知方法の確

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	(二) (一)について、全ての介護職員に周知していること。		認
<⑤キャリ アパス要 件皿>	(昇給の仕組みの整備等) ⑤ 次の(一)及び(二)を満たすこと。 (一) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みで素者な仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文		□ 就業規則、昇給表 等を確認
(職員周知)	化されていることを要する。 (二) (一)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備 し、全ての介護職員に周知していること。		│ │□ 職員周知方法の確 │ 認
<⑥キャリ アパス要 件Ⅳ>	(改善後の年額賃金要件) ⑥ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上であること(新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。 ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合		※ 令和 6 年度中は、 「賃金改善後の賃金 の見込額が 440 万円 以上であること」と あるのは、「賃金改善 額が月額8万円以上 又は賃金改善後の賃 金見込額が年額 440 万円いじょう
<⑦キャリ アパス要 件V>	(介護福祉士等の配置要件) ⑦ サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。		こと」とする。 ※サービス提供体制強 化加算(I)又は(II)
<⑧職場環 境等要件 >	(職場環境等要件) ⑧ 下記「表2」に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容(下記「表2」参照)を全ての介護職員に周知すること。その際、新加算(I)又は(I)を算定する場合は、下記「表2」の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、新加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定する場合は、下記「表2」の取組のうち1以上を実施すること。		※令和6年度中の経過 措置(令和7年度以 降は要件に変更あ り。) □ 実施した取組内容 の確認
(職場環境 等の改善 に係る取 組の見え る化)	また、新加算(I)又は(II)を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。		□ 介護サービス情報 公開システム等の確 認
	ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の ①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑦の要件を満 たさなくても算定することができる。		
	ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑥及び⑦の要件を満たさなくても算定することができる。		
	二 介護職員等処遇改善加算(IV) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の ①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。		
	ホ〜ソ 介護職員等処遇改善加算 (V)(1)〜(I4) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともに令和6年5月31日時点で表4に掲げる各加算を算定していた介護サービス事業所については、令和6年度中に限り、それぞれ表3に掲げるイ(7)の①から⑧までの要件を満たすことで、新加算の経過措置区分として、新加算(V)(1)〜(I4)までのうち該当する加算区分を算定することができる。		
	※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。		